

# 岐阜市住民自治基本条例

## 逐条解説

(令和 5 年 8 月 8 日改訂)

(令和 4 年 8 月 8 日改訂)

(平成 31 年 4 月 1 日改訂)

# 目 次

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 条例の位置付け

第2章 住民自治の基本理念

第4条 基本理念

第5条 基本原則

第3章 市民の権利及び役割

第6条 市民の権利及び役割

第7条 コミュニティ

第4章 市の責務

第8条 市長等の責務

第9条 市議会の責務

第5章 住民自治の市政運営

第10条 基本原則

第11条 市民投票

第12条 パブリックコメント手続

第13条 審議会等の運営

第14条 協働で担うより良い公共

第15条 コミュニティとの協働

第16条 中間支援機能

第17条 住民自治推進審議会

第6章 雑則

第18条 委任

附則

## 前文

日本のほぼ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは天下を制すると称された要衝の地、岐阜。歴史と文化が息づき、長良川や金華山などの豊かな自然に恵まれた私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって、県都としての都市機能を培ってきました。

私たちは、ここに集い、生まれ、育ち、暮らし、学び、働き、命を育んでいます。

このまちで人生を織り成す私たち一人ひとりが、まちに歴史を刻む主役です。先人から受け継いだまちを守り、育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる住み良いまちにして、次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。

そのためには、私たち市民自らが、まちづくりの主権者として、ともに力を合わせていくことが重要です。ここに住民自治の原点があります。

私たちは、人と人のふれあいと多様な個性に満ちた地域を大切にするとともに、市政に参画し、あるいは市民活動を通じて、協働のまちづくりを進めます。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを築くため、私たちは今、ここに岐阜市住民自治基本条例を制定します。

### ●条例制定の背景

地域には本来、地域の課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっていました。しかし、高度成長期を境として、公共空間の管理をはじめとする行政依存傾向が進む中、地域に培われてきたルールやまちづくりの仕組みもその機能を弱めてきました。

一方、市民ニーズの多様化・個別化・複雑化が進む中、公平・効率を求められる行政や利益を上げることが求められる企業だけでは、これらの要求に対応することが困難となってきました。市民と行政の役割について、今一度整理し直すとともに、住民自治のあるべき姿を、市民参画そして協働のまちづくりを通じて実現していくことが大切です。

また、地方分権改革推進法が制定され、地方分権が一層進展する中、住民自治の充実に向けて、市民のまちづくりへの思いが市政や地域に反映しやすい社会が求められています。

これらの背景を踏まえ市民がまちづくりの主権者であることを市民と市が深く認識し、分権型社会における自立した持続可能な自治体の構築に向けて、自治の理念あるいは市民参画の仕組みを明らかにし、市民と市がこれを共有し、多様な価値観を育みながら、岐阜市らしさを発揮したまちづくりを、協働して進めることが必要です。

## ●これまでの経緯

岐阜市では、平成15年度に策定した総合計画「ぎふ躍動プラン・21」の基本理念に、市民協働のまちづくりを掲げ、これを受けて、「岐阜市協働のまちづくり指針」を策定し、アダプト・プログラム(協働による公共空間の創出・管理制度)、パブリックコメント(市民意見提出)手続、地域力創生事業、市民活動支援事業などの制度導入を進めてきました。

また、今日では、南海トラフ地震などに備える防災、あるいは少子高齢化の進展などといった社会の課題に対し、協働の考え方とルールをより広め、深く浸透させるとともに、自発的・主体的な市民の参画と協働のもと、住民自治の充実を図っていかねばなりません。

本条例は、本市の協働のまちづくりをより発展させ、継続的に実効性を高めていくため、市民の皆さんと協働して制定を進めたものです。

協働のまちづくりは、本条例のもとになる考え方であり、本市の各施策を展開するにあたっては、本条例の理念を反映させていくことが求められます。

なお、条例を制定した平成19年から10年以上が経過し、この間、まちづくり協議会の設立が進む一方、人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化や価値観の多様化等による人と人との繋がり希薄化、自治会加入率の低下等、地域社会を取り巻く状況が大きく変化したことから、これらの点を踏まえ、さらなる住民自治の充実を図ることを目的として、一部改正した条例を平成31年4月1日に施行しました。

### 【用語解説】

○「地域力」：地域の持つ資源、安全・安心の環境、子育て・教育の環境、公共マナーやまちづくりに対する市民意識など、あらゆる分野において、より高いレベルを目指しながら、地域の魅力や良好な環境を築き上げることによって培われ、発揮される地域の力のことを言います。

○「持続可能なまち」：財政的、環境的にも、市民が安心し、愛着を持って住むことができるまちを、将来にわたって実現していく都市のことを言います。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。

### 【解説】

#### ●市民主権の保障

本条例は、まちづくりの主役であり主権者である市民の参画に関し、その権利を保障するために必要な事項を規定するものです。

#### ●市民がまちづくりの主権者である 協働社会の実現

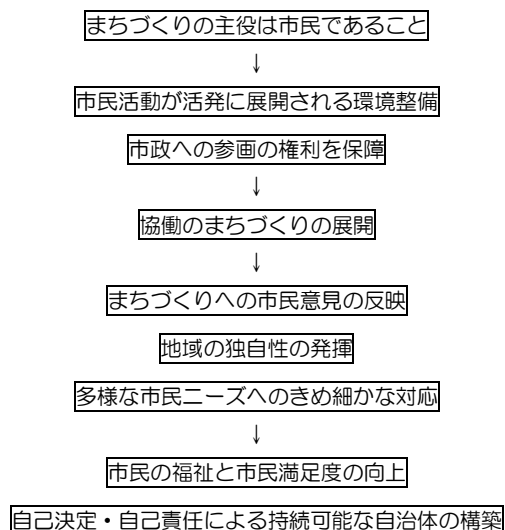
まちづくりとは、市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものにするための取り組み全てであり、条例化は、市民参画の実効性を高め、まちづくりの基本となる住民自治の進展により、個性豊かで活力に満ちた自立する都市の実現を目指す本市の姿勢を明確にし、内外にこれを発信するものです。

#### ●本条例の活用

市は本条例の趣旨に沿って、住民自治を充実するために必要な措置を講じなければなりません。

一方、市民も本条例を活用することで、自らの権利とより良いまちの実現を図ることが大切です。

### 〔条例の趣旨・目的〕



### 【用語解説】

○「自治」: まちづくりの主権者である市民と、市議会及び市長等の執行機関がそれぞれの役割に応じ、主体的かつ連携して地域社会を自ら築いていくことを言います。憲法に規定する地方自治の本旨としては、「住民自治」と「団体自治」が主な内容とされています。(※第3条解説参照)

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市議会及び執行機関をいう。
- (3) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等をより良いものとするための取組をいう。
- (4) 市政 市が行うまちづくりをいう。
- (5) 参画 まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。
- (6) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。
- (7) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。
- (8) 公共 公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。

【解説】

●まちづくりに関わる人々

年齢、国籍に関係なく、個人、団体、企業(事業者も含む)など、全ての人がまちづくりに関わっています。

従って、本条例において市民とは、参政权及び居住の有無により対象を限るものではありません。

●参画と協働

参画には、市政への参画と地域の自治活動など市民活動への参画があり、これらのまちづくりに参画することで、協働が始まります。

このように、協働には、市民と行政の協働や市民相互の協働があります。

●まちづくり

市が行うまちづくり(市政)と市民が主体的に行うまちづくりがあります。

ゴミの減量など個人が主体的に取り組めるまちづくり活動もありますが、協働することで一人ではできないことも可能となるなど、協働のまちづくりを進めることで、より大きな効果が期待できます。

【用語解説】

○「執行機関」：市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者を言います。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定又は改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。

2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。

#### 【解説】

##### ●住民自治

本条例は、住民自治という自治体運営の根幹をなす事項を定めるものであり、団体自治についても当然に深く関わる規範となります。

##### ●本条例の趣旨と他の条例との関係

新たに条例等を制定する場合、又は既に制定してある条例等の改廃については、本条例の趣旨に基づかなくてはなりません。

##### ●地方自治の本旨及び本条例と他の法令との関係

本条例は、憲法及び地方自治法に規定する「地方自治の本旨」に則り運用されるものです。

地方自治の本旨とは、一般的には「団体自治」（地方に関する行政は、国から独立した地方自治体が自らの権限と責任において行うこと）と「住民自治」（地方に関する行政は、地域の住民が自己の意思に基づき主体的に行うこと）を主な内容とするとして、本条例は、この住民自治のあり方を明らかにし、地方自治の充実を図るものです。当然のことながら、憲法その他の法令に定めのある場合は、それに従うものであり、本条例でさらに重ねて規定することは原則として避けています。

## 第2章 住民自治の基本理念

(基本理念)

第4条 市民は、まちづくりの主権者である。

### 【解説】

#### ●市民と市が互いに理念を共有することの重要性

市民がまちづくりの主権者であることは、住民自治の基本理念です。

この基本理念のもと、まちづくりを進めるに当たっては、市民も市もこれを深く認識し、互いに共有することが重要です。



(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。

- (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。
- (2) 役割分担及び協働によること。
- (3) 情報を共有すること。
- (4) 人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。
- (5) 地域の特性を生かすこと。
- (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。

#### 【解説】

##### ●市民参画と市の責務

市民の参画と協働は住民自治の重要な要素です。

しかし、市民の信託を受けた市が市政運営において担うべき責任の重さは変わるものではなく、市はそれに見合う役割を果たさなければなりません。市は、市政運営にかかる自らの重い責任を自覚した上で、市民のまちづくりへの参画を促進します。

まちづくりへの参画は、ボランティアを強制するという意味ではなく、自主的・自発的な行動に基づくことを基本としています。

##### ●市民参画のための環境整備

主権者である市民の自主性及び自立性を重んずる一方、市民の参画が活発に展開されるような環境の整備に市民と市が、ともに努めることが大切です。

市だけでなく、市民が相互にまちづくり活動を支援したり、まちづくりを担う人材を育てていくことも重要です。

##### ●市政への参画と地域での参画

市民がまちづくりの主権者であることを担保するには、「市政への参画」と「市民の自発的かつ主体的なまちづくりの活動」が活発に展開できる環境整備が必要です。これが住民自治の大きな2つの柱となります。

##### ●青少年の参画

青少年のまちづくりへの参画、地域活動への参画は、社会への参加の実体験の場として、あるいは次代のまちづくりを担う人材育成の場としても重要であると考えられます。

### ●補完性の原則

補完性の原則とは、日常生活や身の回りで発生する問題は、まず自分や家庭で解決を図り、それができない場合は、地域で、それができない場合は行政（市・県・国）で行う、という考え方です。

この考え方は、問題の解決に当たり最も効果的・効率的な方法を示すものであると言えます。

市民と行政は、それぞれの役割分担のもとに協働し、あるいは自らの責任においてまちづくりの決定や実行に当たります。市は行政主導に、また市民は行政依存にならないよう、ともに協働の視点に立つことが大切です。

### ●まちづくりの多様な担い手と役割

個人、自治会、各種団体、NPO法人、ボランティア団体、企業及び行政などが、それぞれの持つ技能や特性を生かしながら、広く様々な分野において、ともに力を合わせて、市民の福祉の向上を目指します。

### ●情報の共有

市民と市が情報の共有を図ることは協働のまちづくりを進める上で大変重要となります。

市民相互、あるいは市民と市のお互いが、一方通行の情報発信ではなく、双方向の関係を築くことが大切です。

### ●人と人とのつながり

まちづくりにおいては、人種、信条、性別、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、お互いが平等であることを認識し、尊重し合いながら、それぞれの特性に応じて参画し、協働することが大切です。

また、参画や協働に当たっては、年齢や身体的状況などにお互いが配慮し合うことも大切で、人と人とのつながりを大切にし、相互に理解を深め合うことが重要です。

### ●成功例をまちづくりに生かす

地域の特性を生かし、みんなの創意と工夫でまちづくりを進めるとともに、先進事例や成功事例を参考にすることも、まちづくりを進める上では大切なことです。

市民が相互に交流を図り、情報交換を行い、自らのまちづくりについて評価を行う一方、本市以外の先駆的な活動事例についても情報を取得し、まちづくりに生かすことは、次のステップを目指す上でも重要な作業と言えます。

## ●協働の原則

「岐阜市協働のまちづくり指針」では、協働のまちづくりを進めていく上での「協働の原則」として、次の11の原則を示しています。

協働を進めるスタイルとして、お互いが認識し、良いパートナーシップを築くことが大切です。

- ①対等の原則（お互いが対等の関係です。）
- ②自主性・自立性の原則（お互いが自己責任・自己決定のもとに行動します。）
- ③相互理解・説明責任の原則（お互いの立場を理解し合って行動します。）
- ④話し合いの原則（お互いが話し合いによって進めます。）
- ⑤情報共有の原則（お互いが持つ情報を公開し合います。）
- ⑥学び合いの原則（お互いが学び合い、育ち合うことを目指します。）
- ⑦自然体の原則（お互いの資源を持ち寄り、自分自身でできることから活動を開始します。）
- ⑧目的共有の原則（ともに目指す目的は同じです。）
- ⑨時限性の原則（具体的な事業の実施に当たっては、目的達成の期限を確認し合います。）
- ⑩公開の原則（取り組み内容は、みんなが知ることができます。）
- ⑪発議自由の原則（お互いが提案することができます。）

### 第3章 市民の権利及び役割

(市民の権利及び役割)

第6条 市民は、市政に関して知る権利を有するとともに、広くまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。

3 市民は、まちづくりに当たっては、互いの権利を尊重し、住民自治に寄与するものとする。

#### 【解説】

##### ●知る権利と参画する権利

市民は、市政に関する情報を知り、まちづくりに関して意見を表明し、または提案する権利を有するとともに、市民自らの創意工夫によるまちづくり活動を行う当事者となります。

##### ●企業のまちづくりへの参画

本条例において市民とは、市に関わる全ての個人、団体、企業などを指すのであり（第2条第1号参照）、企業においても、その事業活動が社会に及ぼす影響を認識し、地域社会の発展を担うほか、市民として、また地域社会の一員として、公益活動などを通じてまちづくりに参画することが求められます。

##### ●憲法上の主な規定

###### 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

##### ●互いの権利の尊重

市民は、まちづくりの主権者としての自覚と責任において、互いの権利を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つとともに、権利の濫用をすることなく、広く公共的利益を念頭に置き、まちづくりに参画することが求められます。

##### ●自己実現と地域への還元

生涯学習は、それぞれの生き方や能力を高め、自己実現を図る手段になると同時に、学んだことを、地域に還元し、まちづくりに積極的に生かすことも生涯学習の大きな意義の一つです。

また、実際にまちづくりに参画し、実践を積み重ねながら、ノウハウの蓄積を図る一方で、市民に広く参画を促し、地域の人材を生み出す観点からも、大変重要なものです。

(コミュニティ)

第7条 自治会等一定の地域を基盤として形成されるコミュニティ並びに NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与するものとする。

2 コミュニティは、その活動内容等を明らかにし、市民の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

3 市民は、コミュニティに対する理解を深め、互いに協働して、まちづくりの推進に努めるものとする。

4 自治会は、相互扶助の精神に基づき、地域住民相互の結びつきを深め、地域住民の福祉の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努めるものとする。

5 地域住民は、自治会への加入及び自治会の活動への参加に努めるものとする。

6 NPO 法人及びボランティア団体等特定の目的等を遂行するために組織されたコミュニティ（次項において「NPO 法人等」という。）は、その専門性を生かした活動により、豊かで魅力ある社会の形成に努めるものとする。

7 まちづくり協議会（自治会、地域の各種団体、NPO 法人等、個人その他の地域の関係者によって構成される組織をいう。以下同じ。）は、地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努めるものとする。

## 【解説】

### ●地域の特性を生かす

本市のそれぞれの地域は、長い歴史に培われてきた固有の文化的特性や、自然地理的特性などを有しています。このため、まちづくりの進め方、地域課題には共通のものもあれば、地域ごとに異なる場合も少なくありません。

したがって、地域をよく知り、地域を愛する市民による主体的なまちづくりが、それぞれの地域の実情に即した、地域固有の特色ある活動を生み出します。

また、このことが、きめ細かなまちづくりを可能とし、個性に満ちたまちの創出につながるだけでなく、地域ごとの力（地域力）の向上、ひいてはその集合体である市全体の力を向上させる源となります。

## ●コミュニティ

個人をはじめ、地域、NPO法人やボランティア団体、企業などの多様な層が公益活動の担い手となります。その中でも、地域性や共同性を基盤として繋がり、結びつく共同体（組織）としてのコミュニティには、居住地域を基礎とした多様な人と人とのつながりにより防災・防犯、環境、福祉など地域課題の解決に向けて自主的に活動する自治会に代表される「地域型コミュニティ」や、NPO法人やボランティア団体など特定の社会課題を解決する目的で組織された「目的型コミュニティ」があります。これらのコミュニティには、自主性、自律性の下に、地域性や専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治を充実する上で大きな役割を果たすことが期待されています。市民も市もお互いに、これらの重要性を認識し、守り育てることが大切です。

一方、コミュニティ自身も、活動内容等を明らかにし、市民の理解や協力が得られるよう努めることが求められます。

## ●NPO法人とボランティア団体

阪神・淡路大震災を契機に、近年も、東日本大震災等の災害時をはじめとした個人や団体による公益活動が高い評価を得ています。NPO法人やボランティア団体などの目的型コミュニティは、新たな社会課題や特定の専門領域において、機動性と先駆性と専門性を生かし、きめ細かな活動を行うことで、全体として、多様で幅広い分野の公益活動を担うことが期待されています。

また、多様化、複雑化する社会課題や市民ニーズにきめ細かく対応するには、目的型コミュニティの活動が、市・企業などの担うことが困難な分野を補完し、市民満足度を高めることとなります。目的型コミュニティの活動が活発に展開できる社会環境を築くとともに、これらの活動への市民参画と協働が促進されることも大切です。

## ●自治会と地域の各種団体

人口減少や少子高齢化、生活環境の変化や個人の価値観の多様化、あるいは居住の流動化が進む中、地域のコミュニティの希薄化など地域を取り巻く状況も大きく変化しています。一方で、防災、防犯をはじめ、地域が連帯して助け合う共助の重要性は、今日ますます高まっています。

このため、お互いの協力によって地域課題の解決を図ろうとする自治会や各種団体などの活動に対して理解を深め、これに協力し、参画することが、市民に求められます。

## ●自治会

本市の地域型コミュニティを代表する組織として、従来の小学校区ごとに組織されてきた自治会連合会があります。これは、一体性ある地域のまちづくり活動を展開する最も基礎的な単位と言えます。現在、50の自治会連合会のもとに、約2,600の単位自治会があります。各単位自治会は、いくつかの班（組）を設けているところもあり、各班（組）は平均10世帯程度で構成されています。

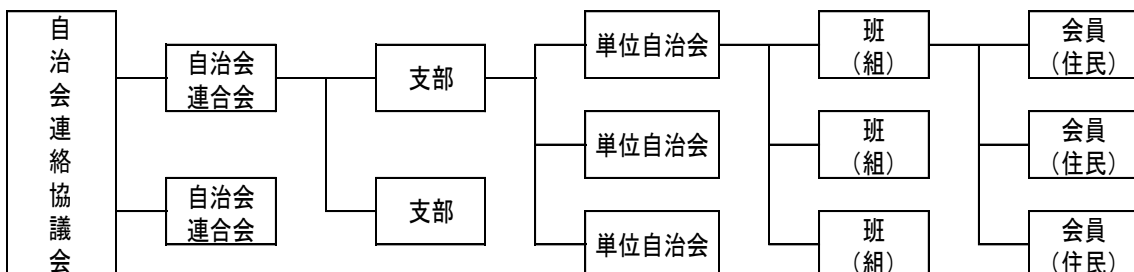
自治会は、昭和24年に結成された地縁による基礎的な自治組織であり、相互扶助の精神に基づき、地域住民が連帯を深めながら、防災・防犯、福祉、環境など住民共通の福祉の向上を図り、豊かで住み良い地域基盤を築くことを目的とする任意の住民組織です。

自治会の活動内容は、大きく「自主的活動（運動会、文化祭、敬老会、研修会など）」、「受託的活動（新成人を祝い励ます会、自主防災、資源分別回収など）」、「地域連携活動（社会福祉協議会、子ども会、水防団、消防団など地域の各種団体への助成や連携）」の3つに分類されてきました。

かつては、地域住民のほとんどが自治会員である時代でしたが、近年においては、人口減少や少子高齢化が進展し、また人々のライフスタイルが変化する中、価値観の多様化による人と人との繋がりの希薄化傾向が見られ、自治会の加入率も漸減傾向が続いています。そのため、地域コミュニティを維持することが困難になりつつある地域もみられるようになってきました。また、自治会活動やその運営における役員の負担が増しており、地域のまちづくりの担い手確保も課題となっています。

自治会は受託的活動に見られるように、市から依頼を受けた様々な活動も行っていますが、市の下請け的な組織であってはなりません。災害時における自主防災機能や防犯機能など、その地域に根差したコミュニティ活動は、地域力の向上を図る上でも重要です。市民には、自治会の意義と役割を認識し、理解を深め、参画することが期待されます。

### <自治会構成図(例)>

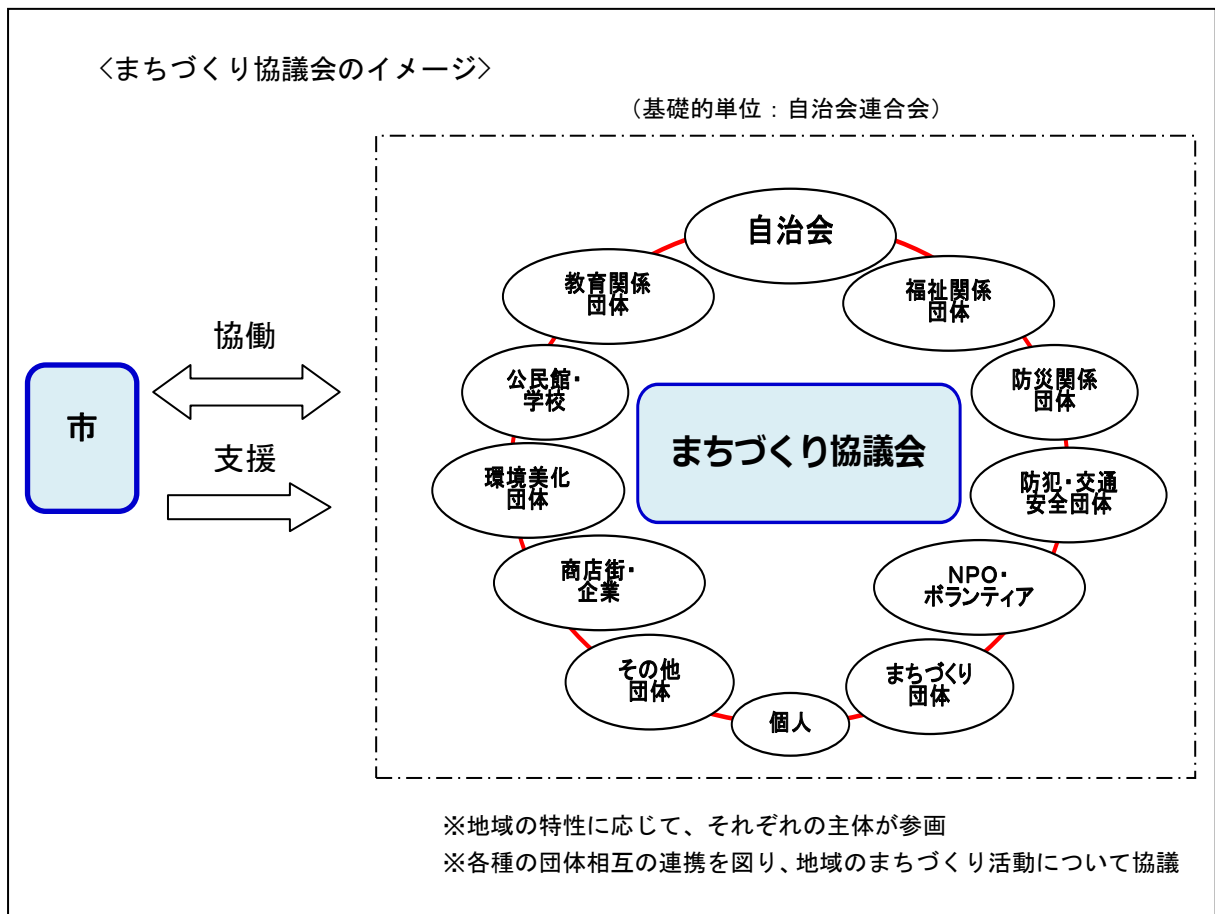


## ●まちづくり協議会

地域のことを一番良く知る市民がお互いに協議をしながら、まちづくりを進めるためには、地域における多くの団体・住民が参画し、連携して話し合う場が必要です。

まちづくり協議会は、その役割を果たすもので、自治会連合会を単位に、自治会連合会、各種団体、住民有志等で構成される組織であり、地域からの申請に基づき市長が認定を行っています。

まちづくり協議会には、地域のまちづくりの将来像（ビジョン）を描き、地域課題の共有と解決に向け自主的な活動を行うとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを推進することが期待されます。また、将来的な住民自治の核、都市内分権の基盤として、重要な役割を担うことが期待されています。





●まちづくり協議会 地域活動の取り組み<例>

<p>☆情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の発信、提供</li> <li>・住民ニーズの把握</li> </ul>	<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの開設</li> <li>・広報紙の発行</li> <li>・住民アンケートの実施など</li> </ul>
<p>☆地域のまちづくり課題の発見・解決</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ボランティアの育成・支援</li> <li>・自ら主体的に活動</li> </ul>	<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での防犯パトロールの実施</li> <li>・3世代交流イベントの開催</li> <li>・朝市、フリーマーケットの開催など</li> </ul>
<p>☆まちづくり方針のまとめ</p>	<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域まちづくりビジョン」の作成など</li> </ul>

【用語解説】

○「コミュニティ」: 地域性や共同性という要素を持ち、多様な生活形態を基礎として繋がり、結びつく社会・共同体で、コミュニティには、地縁による「地域型コミュニティ」や特定の目的を持った「目的型コミュニティ」などがあります。

○「自治会」: 地域に住む市民が親睦と結びつきを深めながら、豊かで住み良いまちづくりをめざす自治組織であり、地域におけるさまざまな課題に取り組むとともに、市民の連帯意識の向上に努めている団体です。

○「各種団体」: 子ども会育成会、PTA、青少年育成市民会議、老人クラブ、女性の会など、それぞれが特定目的の達成のため、地域を中心として組織される団体を言います。

○「市民社会」: 自由かつ平等で、主権者としての権利と責任を自覚した市民の意識や活動によって主体的に創り上げる社会を言います。

○「ボランティア」: 自発的な意思と自己責任に基づく非営利の社会貢献活動、又はそうした活動を行う人を言います。

○「NPOとNPO法人」: NPOとは、非営利組織 (Non-Profit Organization) の頭文字を取ったものです。主として特定の社会課題の解決を使命とした活動を行う団体で、特定非営利活動促進法 (NPO法) に基づいて認証を受け、設立登記をした団体がNPO法人です。

○「都市内分権」: 市をいくつかの区域に分け、地域固有のまちづくりを住民の参画により進め、住民の自己決定、自己責任に基づき、行政と役割分担、協働しながら、住民主体のまちづくりを実現するための仕組みをいいます。

地域のことは自分たちで決め、その責任を負う社会の構築により、地域の個性を生かし、課題を解決して、住民満足度が高い地域づくりを住民自らの手で進めることができる具体的な仕組みであり、地域固有のまちづくりを住民の参画により進めるために、充実した住民自治の機能を備えた組織の形成が必要となります。

## 第4章 市の責務

(市長等の責務)

第8条 市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）は、次に掲げる事項を基本として、住民自治を充実しなければならない。

- (1) 組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図ること。
- (2) 政策の立案から実施を経て評価に至るまでの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たすこと。
- (3) 市民参画の制度の整備に努めるとともに、その周知に努めること。
- (4) 市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努めること。
- (5) 効果的かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、より良い公共を創出するため、市民との協働に努めること。
- (6) 市政に参画しないことを理由に、当該市民に不利益な扱いをしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりを推進する環境の整備に努めること。

2 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人であって規則で定めるものは、まちづくりに関し前項に規定する趣旨に沿い活動するよう努めるものとする。

### 【解説】

#### ●総合行政の推進

市民との協働のまちづくりを推進するため、市は縦割り行政から、総合行政への転換を図り、市民のまちづくり活動に積極的に対応することが求められます。また、協働のまちづくりの知識と能力を持った職員の育成や中間支援機能の充実も必要です。

市の職員は、全体の奉仕者として、市民の立場に立ち、協働の視点から、職務遂行に努めなくてはなりません。

#### ●職員のまちづくりへの参画

市の職員も、一市民として、まちづくりに参加する権利があります。

市は、職員が自発的にまちづくりに参加できる環境整備に努めなければなりません。地域のまちづくりや公益活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、各種活動情報を提供するなど、職員のまちづくりへの参画を推進していきます。

### ●情報の双方向性と制度の周知

市民の参画を得るため、市政の各過程（立案、実施、評価などの各段階）において、多様な媒体を通じた広報・広聴活動の充実に努めなくてはなりません。

また、本条例に規定する市民参画制度のほか、「市長への手紙」、「岐阜市情報公開条例」、「岐阜市行政手続条例」など市政参画に関する制度を、分かりやすく市民に周知しなくてはなりません。

そして、住民に最も身近な基礎的自治体として、寄せられた意見を適正に判断し、市政運営に反映するよう努めなくてはなりません。

### ●生涯学習の充実

市民参画を促進する上で、まちづくりに関する学習機会の提供は、意識啓発と並ぶ基本的な施策です。

現代的な社会課題や地域のまちづくりなどの身近なテーマを盛り込んだ講座の開催など、生涯学習拠点施設を中心とした生涯学習施策の充実に努めなくてはなりません。

### ●まちづくりの支援

市民の市政参画のほか、本条例の基本理念に則り実施される市民の主体的なまちづくり活動を支援するなど、市民参画制度の充実に努めなくてはなりません。

### ●みんなで育てる公共

補完性の原則（※第5条解説参照）と並ぶ協働のまちづくりの基本的な考え方として、みんなで育てるより良い公共があります。行政にゆだねられてきた公共からみんなが参画し、協働で創り育てる公共を市民と行政がともに指向し、より快適な公共空間を創出することで、高い市民満足度を導くこととなります。

（※条例第14条参照）

### ●権利としての市政参画

市政への参画は、権利であり、強制されるべきものではありません。

参画できないこと、あるいは参画しないからといって、市民は不利益をこうむるものではありません。

しかし、法令で課する義務まで免除するものではありません。

## ●市の施策等に関与の大きい出資法人等

その高い公益性から、市と同じ性格を有する法人として、市の施策等に深く関与している出資法人等に対して、条例の趣旨に沿った活動を求めるものです。

岐阜市住民自治基本条例施行規則で定める法人については、公益財団法人 岐阜市国際交流協会、一般財団法人 岐阜市公共ホール管理財団、公益財団法人 岐阜観光コンベンション協会、公益財団法人 岐阜市教育文化振興事業団、一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団、公益財団法人 岐阜市学校給食会、社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団、社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会、特殊法人 岐阜市信用保証協会、特別法人 岐阜市土地開発公社及び公益社団法人 岐阜市シルバー人材センターが該当します。

## ●地方自治法上の主な規定

### 第 138 条の 2 (執行機関の義務)

普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

### 第 138 条の 3 (執行機関の組織の原則)

普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 (略)

### 第 147 条 (長の統轄代表権)

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

### 第 148 条 (事務の管理及び執行権)

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

## 【用語解説】

○総合行政：政策分野や部局を越えて連携し、まちづくりを進める市民の活動に対応できるよう、市民の視点に立って市政運営を行うことを言います。

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現に寄与するものとする。

2 市議会は、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。

3 市議会は、市政に対して監視機能、政策立案機能等を発揮し、住民自治の充実に努めなければならない。

【解説】

●住民自治の充実・実現へ

他の法令の定めに重ね、特に、住民自治の実現を図ることについて、市議会の果たすべき役割を規定するものです。

●住民自治と市議会

市議会は、市民の意思を代表し、市政に関して審議し必要な議決を行うことによって、住民自治を実現するための最も基本的な役割を果たしています。また、その権限等については、地方自治法に規定されています。

ここでは、そうした市議会の基本的な役割を確認するとともに、住民自治の一層の充実のために、その重要性について明らかにしています。

●まちづくりへの市民意見の反映

市民の意見を反映するための制度として、請願、陳情、公聴会の制度が他の法令（地方自治法、岐阜市議会会議規則等）に定められています。

また、本条例第5条（第1項第3号）の情報の共有については、市議会に対しても、岐阜市情報公開条例の規定が適用されます。

## ●地方自治法上の主な規定

### 第96条(議決事件)

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4)～(15) (略)

### 第98条(検査及び監査の請求)

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(…(略)… )に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、…(略)…の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(…(略)… )に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。(略)

### 第109条(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)

(略)

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3～5 (略)

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

7～9 (略)

### 第115条(議事の公開の原則及び秘密会)

普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 (略)

### 第124条(請願の提出)

普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

## 第5章 住民自治の市政運営

(基本原則)

第10条 市政は、住民自治の基本理念にのっとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。

### 【解説】

#### ●市民の厳粛な信託

市民の厳粛な信託のもとに、市政は運営されるとの基本原則をここに示しています。

市民から地方政府である市に対しての信託のもと、市政が運営されていることについて、市民と市があらかじめ共通認識することが、行政依存・行政主導から協働へ、そして市民主体のまちづくりへの一層の促進につながります。

#### ●具体的な制度

市民の厳粛な信託という基本原則のもとに、これが単に理念で終わることのないよう既存の市民参画制度の活用を図るほか、本章に住民自治の充実を図る上での基本的制度として、市民投票、パブリックコメント(市民意見提出)手続、審議会等への公募市民、まちづくり協議会、協働で担うより良い公共、中間支援機能の充実、住民自治推進審議会について規定しています。

(市民投票)

- 第11条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く市民の総意を把握するため、市民投票を実施することができる。
- 2 市民投票は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て制定された条例の定めるところにより、これを実施する。
- 3 前項に規定する条例は、投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件、投票の成立要件その他市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 4 市民及び市は、前3項の規定により市民投票を実施した場合は、その結果を尊重するものとする。

【解説】

●事案に適した市民投票条例の制定

市の重要な政策の決定や変更に関して、市民の意思を聞く市民投票の実施に当たっては、個々の事案に応じて、「〇〇に関する市民投票条例」を議会の審議を経て、制定することとなります。市民投票は、市民が市政に参画する大変重要な制度と言えます。一方で、少数意見の取り扱いなどに慎重を期する必要性や、実施に当たっては多額の費用がかかること、あるいは事案ごとに検討すべき点も多いことを踏まえ、その都度議決を経て条例の制定を必要とするものです。

第3項には、市民投票条例に規定すべき共通事項について定めています。

●有権者による条例制定の請求

地方自治法には、選挙権を有する者は、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定を請求できることが定められています。

●市民投票の尊重

市民投票は、市長、市議会議員を住民の代表とする間接民主主義を補完する意義を有します。

その上で、市民、市議会、市長は、市民投票の結果を尊重しなければなりません。

●市民投票の資格要件

本条例では、通勤・通学者や事業者等も含め、まちづくりに関わる幅広い層を市民と定義付けています。

このうち、市民投票の資格要件については、その都度、市民投票条例を議決し、制定する際に定めることとしています。



## ●地方自治法上の主な規定

### 第 74 条（条例の制定又は改廃の請求とその処置）

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4～9（略）

### 第 109 条（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）

（略）

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

7～9（略）

### 第 112 条（議員の議案提出権）

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

3（略）

### 第 149 条（担当事務）

普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

(1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

(2)～(9)（略）

(パブリックコメント手続)

- 第12条 市長等は、市政の基本的かつ重要な政策の決定に当たり、その案の趣旨、内容等を公表し、原則として広く市民等から意見を求めるパブリックコメント手続を実施するものとする。
- 2 市長等は、前項の規定により提出された意見を考慮し、政策の検討を行うものとする。
- 3 市長等は、提出された意見の概要及び政策に係る意思決定の内容を公表するものとする。

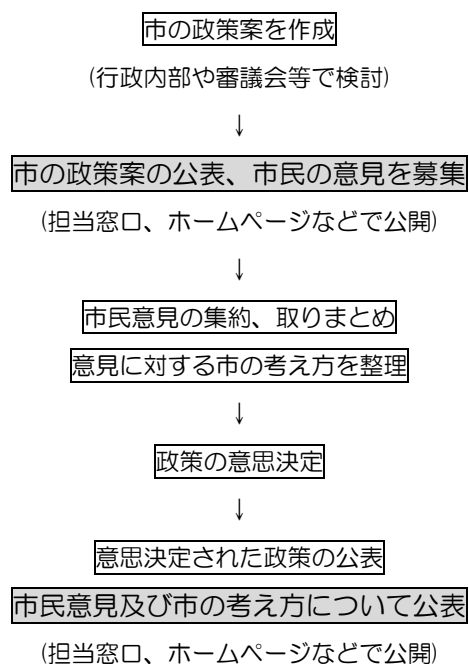
【解説】

●市民意見の政策への反映

パブリックコメント(市民意見提出)手続とは、基本的かつ重要な政策の情報を積極的に提供することにより、市民等に対する説明責任を果たすとともに、市民等が意見を提出する機会を保障することで、広く市民等から意見を求め、市民と協働してより良い政策の立案に努めていくものです。

対象となる政策は、市民に義務を課す条例の制定や市の基本的な施策に関する計画あるいは大規模な公の施設の建設計画の策定などです。ただし、金銭の賦課徴収に関するものや緊急を要するものなどは除きます。

〔パブリックコメント手続の流れ〕



(審議会等の運営)

第13条 市長等は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部には市民からの公募による委員を選任するものとする。

**【解説】**

**●市民からの公募による委員の選任**

法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審議会や協議会、委員会などの名称で、市の施策について審議する等の目的で設置されるものを対象とします。

例外的に公募しない場合としては、緊急に設置が必要なもの、高度に専門性を有するもの、特定の個人及び団体に関して審議を行うものなどがあります。

公募による委員は、委員定数の2割以上を目安としています。

(協働で担うより良い公共)

第14条 市長等は、公益事業等の充実を図るため、市民と市の協働に努めるものとする。

2 市長等は、より快適な公共空間を創出するため、市民と市の協働による公共空間の管理等の推進に努めるものとする。

3 市長等は、前2項に規定するもののほか、多様な主体が協働してより良い公共を担うための環境の整備に努めるものとする。

## 【解説】

### ●より良い公共

市は市民の福祉の向上を図るため、各種事務事業を市民の信託によって担っています。しかし、市民ニーズが多様化する中、行政が担ってきた公共の領域について、より親しみやすい、快適な公共空間を整備したり、きめ細かな公共サービスを市民が享受するため、行政にゆだねられてきた公共から、みんなが参画し、協働で創り育てるみんなの公共へと、より良い公共のかたちをまちづくりに位置付けていく必要があります。

### ●協働で担うより良い公共

公共の様々な領域で、市民と市、市民と市民の協働により、きめ細かな市民参画が実現されるよう環境整備に努めなくてはなりません。そして、協働により、より良い公共を創出していくことが大切です。そのため、協働事業を推進し支援するためのシステムとして、NPOと市の双方が事業提案し、協議する岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン(平成18年3月28日決裁)に基づく「協議の場」や市民活動支援事業、アダプト・プログラムが用意されています。

### ●みんな育てる公共空間

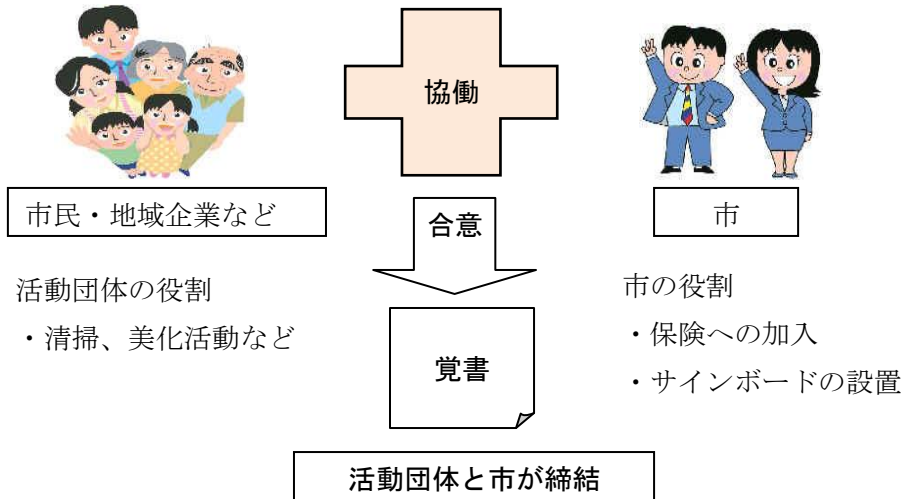
第2項は、「岐阜市ぎふまち育て隊(アダプト・プログラム)事業実施要綱」(平成16年3月19日決裁)に代表される、協働による公共空間の管理について条例に定めるものです。

岐阜版アダプト・プログラム事業は、公共空間の創出・管理制度について、市民参画の分かりやすい制度として整備したもので、市民と市の間で覚書を締結し、市民は公共空間の管理活動を定期的に行い、市は傷害保険の適用と活動団体を記したサインボード(看板)を設置します。

岐阜版アダプト・プログラムは、清掃を中心とする「一般型」のほか、整備計画の段階から市民が参画する「創造型」、地域のシンボル空間を対象とする「文化財型」、環境保全を念頭においた「環境保全型」の4つのタイプにより、多様な活動に対応しています。



都市美化の対象（道路、公園、河川など）



〈岐阜版アダプト・プログラムの特徴〉

みんなでより良い公共空間を創り育てるため、以下の4つの型を設けています。

<p><b>一般型</b></p> <p>公共空間の美化活動 清掃、啓発活動など</p>	<p><b>創造型</b></p> <p>公共空間の管理を念頭に置いた、 企画段階からの検討 市民提言型、市民・行政協働型、行政提言型</p>
<p><b>文化財型</b></p> <p>公共的空間として発信できる、民有地内の シンボルの美化活動・整備活動</p>	<p><b>環境保全型</b></p> <p>環境保全を念頭に置いた、 美化・整備活動</p>

### (コミュニティとの協働)

第15条 市長等は、コミュニティの活動を尊重するとともに、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。

2 市長等は、自治会の重要性を認識し、地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加がしやすい環境づくり等必要に応じて支援を行うものとする。

3 市長等は、まちづくり協議会が主体的に地域のまちづくりを行うための仕組みづくりを進めるとともに、まちづくり協議会がその機能を強化し、及びその機能をより発揮できるよう支援を行うものとする。

### 【解説】

#### ●自治会の重要性

自治会には、長い歴史に培われてきた自治活動の経験と知恵が受け継がれています。地域コミュニティの根幹をなす自治会には、行政のパートナーとしてまちづくりの重要な役割を担い、まちづくり協議会の重要な構成団体としての役割も期待されています。

市は、引き続き自治会への支援を図るとともに、地域の負担軽減も含め、地域と協働しながら、自治会やまちづくり協議会の活動について、あらためて整理し、その機能を果たせるような支援をしていきます。その他、市民の自治会への加入やその活動への参加がしやすい環境づくりなど、必要に応じて支援を行っていきます。

#### ●地域のまちづくりの共通課題

地域力創生モデル事業(平成16年度から平成18年度に地域と市が協働で実施)では、それぞれの地域の実態や特性に応じた組織のあり方や進め方の重要性が検証された一方、共通のテーマとして、まちづくり協議会の設置、地域のまちづくり情報の発信・共有(情報紙の発行やホームページの開設など)、子どもの参加、地域の活動団体の支援、人材の育成などが提起されました。

この結果をもとに、地域の実態や特性に応じたまちづくりを地域が主体となって取り組むと同時に、共通性を持つテーマへの対応や進め方などについて、市はそれぞれの地域の自主性を尊重しつつ、協働し、あるいは支援策を講じなければなりません。そのため、まちづくり協議会等が地域の課題等を洗い出しながら、地域のビジョンを策定する際の支援を行う地域まちづくりビジョン策定支援事業を平成30年度から実施しています。

#### ●まちづくり協議会

まちづくり協議会は、地域が主体的にまちづくりを進め、将来、都市内分権、住民分権の機能を担うものとして、都市内分権推進構想に位置付けられています。市は、こうしたまちづくり協議会の重要な役割に鑑み、まちづくり協議会が主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりを進めていくとともに、地域住民によるまちづくり協議会の設立及び持続性ある地域づくりの促進に、財政基盤や組織のあり方、地域を担う人材や活動拠点の確保など、まちづくり協議会の機能を強化し、その機能をより発揮できるよう必要な支援を行っていきます。

(中間支援機能)

第16条 市長等は、コミュニティ相互をはじめとする市民と市民及び市民と市の協働を促進するため、相互をつなぐ中間支援機能の充実に努めるものとする。

## 【解説】

### ●中間支援機能

市民と市の協働のほか、地域型コミュニティ相互や目的型コミュニティ相互あるいは両コミュニティ相互など、コミュニティ同士の連携が図られるよう、また、ボランティア活動など提供者と受けたい人のマッチング(紹介あっせん)が円滑に行われるよう、中間支援組織の機能の充実が求められます。

### ●市民活動交流センター

市民活動交流センターは、市民活動を支援するための中間支援組織です。

市民活動を「知る」「楽しむ」「支える」「育てる」「創造する」という5つの基本的な機能を有し、地域活動や市民活動、ボランティアに関する相談を受けたり、団体の活動情報を収集して紹介するほか、人材育成のための講座を開催したり、新たな市民活動に向けた調査を行うなど、市民活動を積極的に応援しています。

### ●中間支援組織

コミュニティの育成やネットワーク形成などを目的とする組織。運営形態は、民設民営、公設民営、公設公営など様々で、情報の提供や活動支援、調査研究などの役割を担い、市民と市民、市民と市の中間に立って、パイプ役を果たしています。

岐阜市には現在、市民活動交流センター及び生涯学習・ボランティア相談コーナーが市の機関として開設されているほか、岐阜市まちづくりサポートセンター、社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会のボランティアセンター、あるいは、中間支援を目的とするNPO法人などがあります。

### ●岐阜市まちづくりサポートセンター

岐阜市まちづくりサポートセンターは、市民と行政が協働のまちづくりをともに進めるために、産官学金連携のもと設立された中間支援組織です。

まちづくり協議会に対する活動支援、市民活動団体や各種企業等との連携づくり、まちづくり人材の育成などのための事業を行っています。

(住民自治推進審議会)

第17条 市長は、住民自治の充実を図るため、住民自治推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとする。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に提言することができるものとする。

4 市長は、この条例の見直しに当たっては、審議会に諮問しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【解説】

##### ●住民自治推進審議会

本条例を単に理念の明示にとどめるのではなく、市民参画、協働のまちづくりを継続し、かつ充実させるよう活用していくことが大切です。

審議会は、継続的に開催され、条例の趣旨に則り、協働のまちづくりの積極的な推進について、市に提言する役割を果たします。

##### ●条例を育てる

本条例は、住民自治という市政運営の基本に関わるものであることから、条例の見直しについて慎重を期するため、審議会の審議を必要とするものです。

一方で、社会情勢の変革等に柔軟に対応することも念頭に置く必要があることから、必要に応じて、条例の見直しも含め、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について、審議会が市長に提言できることとしています。

## 第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。